(1)

島の女性(二〇一一年二月、上関町田ノ浦)腕を組んで警備員や作業員の進入を防ぐ祝

(金曜日)

でのやりとりを何度もや であることについて文書

に説明すると、

これまでの経過を簡単

の大震災以降は中電の

誾

海は公共用 物である

# ンライ ン学習会・上関原発と中電訴訟 明治学院大学名誉教授 熊

〇年余にわたって建設着工をすることができていない。それにもかかわらず、いまだに建設計画中国電力は一九八二年に山口県の熊毛郡上関町四代への上関原発建設計画を公表して以来、四 を撤回することもせず、今年一〇月には期限が切れる公有水面埋立免許の延長を申請すると同時 を紹介し、その誤りをくわしく説明した。 にくわしい明治学院大学名誉教授の熊本一規氏がオンライン学習会で中国電力の訴状のおもな点 対する妨害をする行為をしてはならないとして山口地裁岩国支部に提訴した。 一七日に、 漁業権 に、 祝島の漁民がボーリング調査を妨害しているとして、 海上ボー 以下要旨を紹介する。 リング調査を含む公有水面に

> 工事とか屋台とかデモも になる。例としては道路

> > 使ってい

い、処分してい

ある。

させていると解すべ

きで

いは予防する権能を内

俺の物だから俺が勝手に

害する者を排除し、

ある

埋立権は、

埋立地所有権

の確保を可能にするた

切しない」といってき中電は「法的な論争は一の公判が一〇月五日に開

の訴状のおもな点を紹介の訴状のおもな点を紹介 ることをこの報告で説明 た。訴状も出ており、そ民事訴訟を提訴してき いたが、 あきらめたのかと思って わった。それで法律論は て、それで民事調停は終 一0月二宝日に 物」という点が大事だ。 目的として、「一般公衆公共の福祉の維持促進を 由にできる。 の共同使用に供される は法律用語だが、直接に

公共用物」

周

が、二〇一九年の一一月一大きな動きはなかった

をやろうとしてきた。そ れに対しては調査が違法

ころからボー

リング調査

とで、 はみんなが知っているこ 海は公共用物ということ 共用水面ということだ。 トも海水浴もだれもが自 していきたい まず海は公共用物、 海では釣りもヨッ 湖沼などが公共用水面の る水面を「公共用水面」 とだ。その公共用物であ 共同使用できるというこ だれもが自由に使える、

い状態だった。ところが

祝島の漁民が釣り漁業を ってきた。また、

現場で

中電は民事調停をやると

例としては海、河川、

その一冒

路、公園などがある。 例。そのほかに海浜、 公共用物の本来の目的 「一般公衆の共同使 道

熊本一規氏 類がある。その 自由使用」 自由使用 公共用物の使用には、 許

というの 禁止されているが、道路ら道路工事は一般的には 使用できなくなる。だかたら、歩行者や車が自由 一般的禁止を解除して認 工事が必要な場合には、 が道路工事を自由にやっ 許可使用になる。だれも えば、道路工事は道路の あるような使用だ。 るような使用 「一般的に禁止されて 人の使用を妨げる恐れがるような使用」、ほかの

る。許可を得て一般的禁が許可ということにな だ。その他は例外的にな 一般的禁止の解除 2. が大原則、そのうちの とは、 の三種 可使

止が解除されて使用可能る。許可を得て一般的禁 得て 用許可を受ける。 じての特別使用だが、

許可を申請し 有する。 理する権能は国がこれを に基づく埋立免許を付与 受けた知事から①の権能 ①公有水面を支配し管 ②国から委任を

高裁の判決大審院と最

決がある。 その口語訳は 昭和一五年二月七日の判 ることを示す大審院判決 ・埋立免許は、これを受 要点一、二が誤りであ

直ちに公共用水面の公共 の目的とするが、 ・埋立免許自体によって

取得せしめることを終局 として埋立地の所有権を けた者にその埋立を条件 それを達成させるために ては一番大事なことだ。 衆の共同使用に供すると 供する」ことだ。一般公「一般公衆の共同使用に 用物本来の目的とは、 る点に特色がある。 公共 達成させるために管理す いうのが公共用物にとっ

取得する。④ゆえに、埋とき、埋立地の所有権を

埋立の竣功認可の告示の 取得者(埋立権者) を取得する。

③埋立免許

立免許に基づく公有水面取得する。④ゆえに、埋

権利になる。自由使用やる特別な使用で、これはまたは慣習により成立す なる。 特別使用の場合は継続的 合は一時的な使用だが 道管を設置して継続的に 許可使用は権利にならな 使用する。 許可使用の場 トに水道管を埋める、 電柱を建てる、道路の地 例としては道路に 特別使用は権利に は

> りできるわけではない 手に使用したり処分した するからといって国が勝

中電の主張

張。

く保全請求についての主

次に二の占有権に基づ

の

誤り説明

中電訴状の主張は二点

る。そのために管理していうのが一番の目的にな 衆の共同使用に供すると 性質を異にして、一般公 管理はそれとはまったく いとなるが、公共用物の

いる。だから、

国が管理

解を招く表現だ。③は正はいえないが、とても誤 ①と②はまちがいとまで

④は明確に誤り

妨害排除請求の主張だ。

これが埋立権に基づく

島の人たちの漁業権は慣 とづく漁業権がある。祝 受ける漁業権と慣習にも ある。漁業権には免許をそのほか漁業権の例が に使用するというのが違

占有権に基づく保

になる海域を埋立区域と

埋立工事をして埋立地

域は埋立施行区域と呼 呼ぶ。埋立工事をする海 基づく妨害排除

字防

く保全を請求できる。

公有水面埋立権に

あるから、

占有権に基づ

る権能を付与されるので 有して埋立工事を施行す

公有水面の一定部分を占

電が申請して占用許可を 域占用許可というのを中 はどうするか。特許を通特別使用をしたい場合 習にもとづく漁業権だ。 許可を得たらこれが特別 ング調査のときに一般海 なり権利になる。 申請して占用 占

る

妨害排除請求だが、

の埋立権に基づく

ような論理展開をしてい

も海浜の占用 に桟橋があ 田ノ浦の海浜 あの桟橋

続ける)、 はない。水面権が存在し面であることにはかわり 廃止の効力を生じる。 埋立実施によって公共用 許が出されても公共用水 れない施設の建設ないし 公共用と相容

中電は、 ②漁業権は施設など なされても公共用水面で 消滅するに至る。 漁民などに対して、 そのなかに入ってきてほ ことができるのだから、 区域のなかに含まれる。 び、埋立区域は埋立施行 (漁業権は存続する) かの使用をする人たち、 海域を占有できる、 あることにかわりはな して埋立工事を施行する 要するに①埋立免許が さらにはまったく 漁業権は漸次減 埋立施行区域の し埋立の実行



下関市田中町10番2号 電話 083(222)9377(代表) FAX 083(222)9399 メールアドレス info@chosyu-journal.jp 振込口座 01540-0-11658 週3回刊 月ぎめ 1500円 1部120円 郵送料1ヵ月550円

## 関西総局

京都市左京区吉田近衛26 電 話 075(761)3040 FAX (電話と兼用)

## 名古屋

公共用物の本来の目的を

成することのできる地位的におこない、土地を造

中村区靖国町2-94-12 電 話 052(414)1250

富山 富山市大塚 95

電 話 076(434)6887 岡山 倉敷市西中新田320-16

話 086(425)5927 沖縄 浦添市仲間1-2-8-102

岩国 岩国市三笠町3-8-3

電 話 0827(21)6837

宇部 宇部市中尾 1-7-27 話 0836(31)2229

萩市大字椿東4504 番地 話 0838(22)2566

> 循環器 (医) ᆂ



県漁協による補償金受けとりに抗議(二〇一三年)

消化器・内科

## とう内科 しが丘

清田区美しが丘三条二丁目 院長伊東修一

ら、占有権に基づいて保手に入ってきたわけだか ಕ್ಕ とができると主張してい 全を請求して排除するこ は占有している区域に勝

得者は、

要点

は明確に誤りだ。 とができるとしている。 賠償の担保を請求するこ その妨害の予防又は損害 占有保全の訴えにより、れる恐れがあるときは、 有者がその占有を妨害さ 中電の占有保全の訴え 民法一九九条では、 占

利益を受ける意思によっ

・自分が

て物を現実に支配して

ものだ。

中電訴状の主張の要点

この時計を自由に使って

この時計を持っていて、 かりやすくいうと、私が

る事実・状態をいう。

わ

要点一

埋立免許取

正確にいうと―埋立免許 権能を持つ。それをより 除し、あるいは予防する 立工事を妨害する者を排 得者 理立施行区域内におい取得者(埋立権者)は、 (埋立権者) は て自分が買ったのだといって領収書を保管してい

はわからない。どこで買

かはほかの人には正確に

主張 = 埋立施行区域内の な物権は所有権。 ということだ。 使用に対し、妨害排除て、埋立工事以外の水面 水面を占有できるという 部分を占有できるという 配する権利」で、 的権利の持つ請求権であ 権とは、物権ない (予防)請求権を持つ。 妨害排除(予防)請求 公有水面の一定 ば、埋立免許取 、代表的 し物権 いえば、大家は家の所有物権を認めている。例をだ。民法は占有権という される。 権を持ち、 人は土地の占有権を持 地の所有権を持ち、借地 いえば、 支配しているということ と呼ぶ。占有とは事実上 所有とは呼ばないで所持 事実上の支配で、 持っているだろうと推定 有権だけでなく所有権も 占有権を持つ。 地主は土 占有というのは 借家人は家の

が、所有しているかどうるということはいえる だ。以下、公写と言語で、一、一はいずれも誤り 冬 事に埋立免許を申請 手続きは以下の通りだ。 む)の埋立同意を得なけ 面権者(漁業権者を含の埋立施行区域内の水 れを明らかにしていく。 法や判例等に基づいてそ 一、二 ま ハド し ・・・ 結論を先にいえば要点 鱼 ①まず埋立事業者が知 公有水面埋立法(大正 の定める埋立の  $\subseteq$ 

項) ればならない 事が②の埋立同意をふま ③同意が得られれば知 (四条三

うことを証明できなけ

ば所有権があるかどうか

私の考えでは、埋立免許 うのが私の考えだ。 肝心なのは④と⑤だとい 紙切れに等しいもので、 る必要はない が付与されても大騒ぎす 問題だととらえて取り消 与されたらそれを大きな抵の場合、埋立免許が付 許を付与できる(四条) しを求めて争うのだが、 このあとが大事だ。 。 ほとんど

に補償すべし(六条)と規 定されている。埋立免許 立施行区域内の水面権者 えて埋立事業者に埋立免 ④埋立免許取得者は埋

祝島の釣り船にボーリング調査への協力をお願いする中電職員(2021年6月)

ていけといえるんだと、 中電が祝島の漁民にここ 免許を得たことによって請したのか。中電は埋立 を占有できるならば、ボが埋立施行区域内の水面 は私たちが占有している 占有できるのだと、 埋立施行区域内の水面を ぜ一般海域占用許可を申 ことを証明している。 い。要点二が誤りである 仮に、 リング調査のさいにな 所有も占有もできな 埋立免許取得者

時計を持っている人が占はいえない。通常はこの それは 行区域内の水面権者に補けではない。まず埋立施で埋立工事にかかれるわ 惫 大事な規定だ。 ければ着工できない(八面権者に補償した後でな 償しなけれ ⊕£5, ⑤埋立免許取得者は水 六条と八条が ばならない

4 ⑦から⑤の手続きから は水面権が存在し続ける ても、埋立施行区域内に (04°)° 埋立免許が出され

000年の補償契約で二

侵害してはならないと規条違反になる。財産権は 定している。 条違反になる。 う法律に反しているかと 容を示している。どうい なことだ。違法である内 になる (④、 いうと、公有水面埋立法 とくにBがとても大事 八条違反、 漁業権は財 憲法二九

てもA、B ことだ。 ないことがとても大事な 重要なのは、 埋立免許

の 水面権者 補償必須

さらに公有水面埋立法

防 なしの埋立工事は違法で なことだ。だから、補償とだ。これがとても大事 事は適法になるというこ とによって初めて埋立工 とを見ていく。 点一、二が誤りであるこ にもとづき中電訴状の要 あるから、 水面権者に補償するこ を請求できるはずは 妨害排除(予

いとはならない

たのですかという問題般海域占有許可を申請し グ調査をするさいに、占張するのだが、ボーリン やればよかったのに、 有権にもとづいて自由に 張するのだが、ボー ていけといえるのだと主 これは自己矛盾をき 明をする。

中電訴状

審院判決、最高裁田原湾ては公有水面埋立法と大 ているということについ中電の主張がまちがっ

補償したかというと、二 対して文書で反論し質問と主張している。それに で、二三年前に補償した 償したといっている。 は祝島の漁民にも補償し 償していない 000年の補償契約で補 していない。だが中電中電は祝島の漁民に補 くりするようなこと 第一にどうして二 び

二九条違反になる。 産権にあたる。 なければ埋立工事は違法 ないで工事をやれば憲法 水面権者に補償し **⑤より**)。 補償も のボー きたのか。

、Bにはかわりがれ、埋立権が生じ  $\wedge$ 定は、 わけがない。 三年間ない したのか。 二番目に、

<u>も</u> = 漁業に対して侵害して がず ちもたくさんやっている からといって、 る。二二年前に補償した たのかとたずねている。 を二二年も前に算定でき なのに、どうやってそれ 三番目に、祝島の漁民 9いぶんかわってい三年前からメンバー

占有できるというが、そが存在し続ける。中電は立施行区域内には水面権

立免許が出されても、

主張については、A、 面を占有できる、という 者は埋立施行区域内の水

埋埋

管理しているから国が勝

理しているのと同じようを有する」という主張を有する」という主張管理する権能は国がこれ い、④はまちがってい④まで紹介して③は正し 排除請求権の主張を①~ な表現だ。 ついて補足説明をする。 表現だとした。①と②に る、①と②は誤解を招く ①「公有水面を支配し 中電の訴状では、 妨害

った。 消滅する。 か、と聞いている。中電なぜそれを持ち出せるの ら紙切れになっている。 補償契約は一〇年たった に基づく債権は一〇年で るといっているが、 補償契約に基づいてでき はまったく答えられなか 中電は補償なしの埋立 四番目に二〇〇〇年の 1000年の 契約 外は創設できない。だか 権ではない。 権であると規定されていら、法律にこの権利は物 る。 にともなって妨害排除請法な補償なしの埋立工事 されているが、 ては物権法廷主義があ 求をすることはできない 民法一七五条で規定 埋立権はそもそも物

民法その

だか

物権につ

工事をやっている。 これがう 漁業権 く規定されていない。だり物権とみなすともまった うことになる。 る。物権であるという規定があ づけば物権ではないとい から物権法廷主義にもと いては物権であるとも 求権もある。埋立権につ 利と呼ばれて妨害排除請 定ではないが、 旨の規定はまったくな には埋立権が物権である きない。公有水面埋立法 ない限りは物権は創設で したがって中電の訴状 漁業権については物権 物権的権

た

の水面使用に対し、妨害取得者は、埋立工事以外要点の一は、埋立五事以外 そも物権ではな 請求などできるはずがな をやっておいて妨害排除 排除(予防)請求権を持 要点二は埋立免許取得 それと埋立権はそも 補償なしの埋立工事

うことになる。

の要点一、二は誤りとい

違 いということだが、このほかの人が入ってこれな 主張は誤りだ。

国が 請求、 る 解を招きやすい表現だ 錯覚をいだかせる文章 のできる地位を取得す ができるのだ、 い、土地を造成すること も正当であるかのような これ そのことを説明するた 埋立を排他的に行 占有保全、 は中電の妨害排除 とする誤

どちら

二が昭和二八年ごろ書い 逐条解説の本がある。

0

く埋立免許を付与された

の方だ。 知事から①の権能に基づ て るかのような表現になっ る表現、私物の管理であ い表現、それとは矛盾すい。それを理解していな たりできるわけではな いる。 ②国から委任を受けた さらにおかしいのは②

山口真弘・住田

勝手に使用したり処分し するからといって、 は私物と違って国が管理 きるという表現になって 手に自由に使用、処分で いる。公共用物について めに、

いるというのだから驚 がまちがいのもとになっ中電の訴状の主張のどこ 定しなければならないと類データにもとづいて算 聞いている。答えられるうやって予測したのかと ているのかの補足的な説 害行為をやる前の直近の やって漁業補償額を算定 きていたとしても、 査をやるということをど 〇一九年にボーリング調 なければならないが、 なう補償はその前にやら 権を侵害することにとも らない。二〇一九年から その前にやらなければな ような行為をやるとき、 は、実際に損害を与える 調査をやることを予測で 〇一九年からボーリング いうことになっている。 では二〇〇〇年に二 、実際に漁業権の侵のか。漁業補償の算 リング調査で漁業 補償というの し五年間の漁 仮に予測で 別の人た どう そ 物権で妨害排除請求権を なことだ。 ではなく、 しかいいようがない。思る。これは八つ当たりと で る。 Ŕ 持っていたとしても、 求を主張するのはおかし 妨害するなと妨害排除請 反省もなく、 たことを反省すべきだ。 とも違法行為を犯してき でもないことだ。少なく まするなというのはとん 謝もせず権利侵害をじゃ かげだから、 違法行為をやらずにすん 償もなしに埋立工事をや 犯さずにすんでいる。補かげで中電は違法行為を 業をやってくれているお うようにいかないからと からといって権利侵害を の侵害がうまくいかない 漁民の漁業権を侵害して っているということは、 ない話だ。違法行為をや なといった主張になって て妨害排除請求をした まくいかないからといっ しなければいけない。感かげだから、むしろ感謝 ったら違法であり、その いって八つ当たりするの じゃまするなといってい いるから違法行為にな しまう。まったく通用し いるのは祝島漁民のお 違法行為を妨害する 権利の侵害、 、祝島漁民が漁 違法行為を

国が公有水面を支配し

してきたが

あたらない」としてい から、 許されないもの」である定人による排他的支配の においては、

たところのいわゆる公共の状態のままで一般公衆 の公法的支配管理に服 特定人による排他的 海は、 古来より自然

けばれてい 最高裁田

証明している。 ずれも誤りであることを さらに要点二が誤りで これは要点一、二はい

用物であって、国の直接 る 原湾判決と呼ばれて あることを示す最高裁田

い

態においては、所有権の あるから、そのままの状

有はできないということ

を得たからといって喜ん

日の判決で、最高を刊日の判決で、最高を刊

は特定人による排他的占 張だったが、 的に占有できるという主 者が埋立施行区域を排他 占有することもできな 体にも占有権の客体にも 客体たる土地に当たらな いというべきである」 この判決では海は「特 中電の主張は埋立権 「そのままの状態 所有権の客 田原湾判決

他人 だ。これは自己矛 たしている。 ② に つ 11 て

(2)

る文章を紹介する。 の一五八~一六〇頁にあ もっとも正しい本だ。そ 埋立法の解説書としては けでないが、少なくとも

て

電の②の文章と似てい他的に埋立をなし、土地とにある」、ここの「排とにある」、ここの「排とにある」、ここの「排とにある」、ことの「排とにある」、ことの「非の所有権を取得するこ おいて排他的に埋立をなけば、一定の公有水面に 「公有水面埋立権の内 土地を造成し、埋立 立権に対してのみであっか他性を持つのはほか る は

出

いていない。二つ以上のれるが、そんなことは書のだという感じに受けと 面利用を全部排除できるろでの排他的はほかの水 ている。「したがって、正確な説明をその後やっ 存在はできないという意 公有水面埋立権が同時にいていない。二つ以上の 的に埋立をなし 埋立権が同時に存在する 同一の公有水面におい ことはできない」 一つ以上の公有水面 住田の方はより のとこ 排他 を押すように「したがっいうことだ。そのあと念いうことだ。そのあと念て、ほかの水面使用に対

新

誾

い、土地を造成するこ他的な効力は、埋立を行 とができない」。そのあ重ねて埋立免許をするこ 権者は、 と、およびそのために当 とにまた「しかしこの排とができない」。そのあ 許を存する公有水面に、 味の排他性だ。 したがって埋立許可 すでに埋立の免

長

て、也り引りうことなが害しない限度において、也り引りるい。 と、ならびに埋立地の所該公有水面を占用するこ 有権を取得することにの ごときは、もちろん公有 のではない」ということ 水面埋立権を侵害するも

とはできないとして 対してそれを排除するこ 害ということはできな の水面を利用すること い」とある。他の使用に 公有水面埋立権の侵 他の目的のためにそ 続け、 ても 排他的に埋立をなしと書 けるということだ。 象にしている。③は正し いているが、それを歪曲 して中電は②のような印 だから、 住田はそういう意味で 、水面権は存在し続、公共用水面であり 埋立免許が出 出

物権的権 莉

当該公有水面にお 水泳をし、

通航を

が、今度は逆に祝島の漁の側から説明してきた 今まで埋立法や埋立権



(国)

中電の上陸を阻止する祝島島民(2010年3月)

る。 民の側からの説明をす

Ŋ るということだ。 漁業権は財産権であ かつ物権的権利であ

ある。 む権利」 ①漁業権とは「漁業を営 漁業権は財産権で - である。

由漁業を、祝島漁民の営む漁業権」(許可漁業や自 漁業権、区画漁業権、 種類 漁業権)があり、 釣り漁業は慣習に基づく 免許に基づく漁業 と「慣習に基づく 区画漁業権の三 、どちら

間違った主張につながっ

漁業権とは

用地の取得にともなう損 も財産権である。「公共 いが、④のような結論は

反になる。 られている。 害を禁じた憲法二九条違 害する行為は財産権の侵 ③漁業権を補償なしに侵 害賠償基準要項」で認め

権」は、漁業法で「物権と 防 利であり、妨害排除(予二、漁業権は物権的権 「免許に基づく漁業 請求権を持つ 字.

ずれも失当、まちがって

んでいないので、補償金受けとるだけで漁業を営

いるということ。

は受けとれない。

さらにおかしなことに

②祝島漁民に補償され

金は共同漁業権管理委員 は上関原発の場合、 できる。

てきている。

、漁協は免許を

しな話で、

といったごまかしをやっ金を受けとるのも漁協だ るのは漁協だから、 国や事業者は免許を受け 業を営んでいる漁民だ。 を受ける者で、 リング調査によって損害 格があるのは埋立やボー

妨害排除(予防)を請求 害する調査・埋立に対

づく公共用物使用権、例権」にあたり、慣習に基在」に 公共用物使用 権」はどうかというと、 ②「慣習にもとづく漁業 除請求権を持っている。 るということだ。 みなす、物権的権利であ のものではないが物権と 規定されている。 みなす(物権的権利)」と 。妨害排 物権そ

権とみなす」 れている。こちらは 泉権があるが、 慣習法上の物権」とさ ではなく それは 物 る。 ಕ್ಕ

(1面から) つ づ く

ものが慣習になるが、慣くからおこなわれている慣習はいろいろあり、古 **習を担っている人たちの** ういうことかというと、

中電訴状の主張 る 発の埋立・調査と漁業権 の関係について説明す は

院昭和一五年二月七日判立法六、八条および大審 決で否定されている。 この主張は公有水面埋 占有権に基づく保

し物権的権利である。二、漁業権は物権ない

実際に漁

祝島漁民は漁業権を侵

されている。 最高裁田原湾判決で否定

うなまちがいを犯していそれだけで却下となるよ 本来なら被告をまち 調査は違法行為にあたない限り、中電の埋立・ 決定に続いて、

のが慣習法上の権利になあると意識されているも

「慣習法上の」とはど「物権」とされている。

法上の権利とは違ってく く漁業権」も すなわち 単なる慣習と、 「免許に基づ 「慣習に基 慣習

自由漁業、釣り漁業を営島漁民は今までのようにるのは中電であって、祝るのは中電であって、祝

んでいるだけ

④妨害排除 (予防)

を

る

づく漁業権」も物権ない 求権および妨害予防請求 権的請求権(妨害排除請 し物権的権利であり、物 を持つ。

うこと、だ。

なく祝島漁民であるとい請求できるのは中電では

中電の訴状 全て失当 ある。 长 祝島の漁民の漁業権につ

漁業権は財産権で

かで、

以下の点につ

2

て質疑がおこなわれたな 以上の説明にもとづい

以上の説明にもとづ

補足説明

補足の説明があった。

祝島の漁民に支払ったと山口県漁協が、中電が

っている点について。 される漁業補償金を預か

補償金を受けとれる資

基づく妨害排除(予防) 公有水面埋立権に 有水面埋立法六、八条、ないと侵害できない(公かりと侵害できない(公かり) 侵害しているのだから、 ということだ。 違法行為を犯している、 中電は補償も払わないで 憲法二九条からいえる)。

全請求については 同じく公有水面埋立法

和一五年二月七日判決、六、八条および大審院昭

は祝島の漁民であり、 がえて訴訟を起こせば、 გ い。被告を間違えてい「祝島島民の会」ではな

能力 ・五倍にすることを盛り 能力)保有や防衛費を一反撃能力(敵基地攻撃 弾薬費にハ

衛子算案台湾有事を想定

、千億

円

込んだ安保三文書の閣議 岸田政府 兆円とし、長射程ミ共規模は過去最大の六・ ルを含む弾薬経費として を急いでいる。 が来年度予算案の具体化 長射程ミサ 防衛費の

## 開発協力大綱 改定の狙 の強化、 法の支配や ▶ 2 としては慣行水利権や温 強く受ける脆弱な人々に づく国際秩序を維持し、 といった普遍的価値に基 主主義、人権、法の支配 へ道状況の悪化の影響を 義を持つ。 ಶ್ಠ

のビジョンが掲げる。法 のビジョンが掲げる。法 作り』、〝復稚化・架刻に発展・繁栄する環境本が共助・共創し、共 の支配に基づく自由で開 推進する。具体的には、 発協力を通じ、 への貢献」について「開に基づく国際秩序の維持 土台としての普遍的価値 育成等による連結性(物 質の高いインフラや かれた国際秩序』を更に 三点を掲げることを提言 際的取組の主導。という 化する地球規模課題の国 そして「平和と繁栄の る」と主張。 ″複雑化・深刻 規模課題が複雑化・深刻とすることを目指す」と 国を含む国際社会全体の てグローバルな国際秩序 に賛同する幅広い国際社 洋地域にフォーカスしつ める。 SDGs達成に貢献する 化する中にあって、 会のパートナ 災害救援の強化に一層努 組の強化及び人道支援・ ず、 F Q 海洋安全保障に資する取 同地域にとどまら FOIPの推進に Pのビジョン -と協力し 脆弱

米国が目指す国際秩序づ 価値に基づく望ましい国 志国との協力は、 始めとする各国との連 め同提言では「同志国を 込む方向である。そのた くりにODA予算を注ぎ 強調している。 協力を推進していく」と 繁栄の土台を築くための 対する適時適切な支援を 「途上国支援」ではなく、 しかもこうした方向は の項で「G7やQU (日米豪印)等の同 国際社会の平和と 国・地域の開発における ており、戦略的に重要な ンクする場面が増えてき 施・普及に向けた連携をール・スタンダードの実 開発協力に関する国際ル の高いインフラといった明・公正な開発金融や質 律性の向上などに取り組 連携をい や開発途上国の経済的自プライチェーンの強靭化 。
志国と連携しながら、 が鍵となる」「経済安全 全保障上の利益が深くリ 深めていくことを提言す んでいくこと、及び、 保障の観点も踏まえ、 かに実現するか 開発協力と安

透

際秩序づくりに貢献して で顕著なのは る」と明記している。 さらに有識者の報告書 ODAK

> の分野で開発協力が果た 安能力の強化や組織犯罪 と指摘。 除されるべきではない」場合にはその選択肢は排 援が効果的と判断される法執行機関の活動への支 である。その上で、経済綱においても堅持すべき 用途及び国際紛争助長へ ・テロ対策能力の向上等 や災害救助に対する支援 軍関係者による人道支援 損なうことなく、 社会開発に資する支援と の使用の回避)は、新大 ゆる非軍事原則(軍事的 を掲げる日本としてい れについては「平和主義 意図していることだ。こ して非軍事原則の趣旨を 平和と安定に資する そして「海上保 軍及び 優先的に配分すべきであ るとの観点から、当該国 の軍事支出、大量破壊兵 器・ミサイルの開発・製 造、武器の輸出入等の動 に十分注意を払う。 と 費が増額する国も想定し保障上、やむを得ず国防 ある」 始め、 項目を維持するか、 内容や位置付け 得ることも踏まえ、 規定されているが、 会開発のために適正かつ 国内資源を自国の経済社 空港や港湾、電力・通信 も、その目的及び効果を 施設など、軍民共用のイ しながら検討する必要が ンフラ施設に対する協力 "開発途上国はその 「現大綱において 実質的意義に着目 (独自 安全

2022年12月23日

(毎週月・水・金曜日発行)

含め、

(金曜日)

事支援拡大 そのうえで「開発協力 DAで軍

する基本理念として「人うゆる側面において通底支援など、開発協力のあ 規模課題への対応のみな 力の方向性として、地球 大綱においては、今後約の方向性」について「新 〇年間における開発協 二国間支援や人道

台としての普遍的価値に 間の安全保障』を掲げた

ことを通じて、

『平和と繁栄の土

基づく国際秩序の維持へ

いる。 今山口県漁協にわたって会に支払われた。それが 資格があるのは祝島漁民 調査で補償金を受けとる っているのは祝島漁民だ 立施行区域内で漁業をや 会に支払われた。今の埋 るということで管理委員 共同漁業権が損害を受け でいる漁民が受けるが、 温排水による漁業損害を 支払われたかというと、 八漁協の共同漁業を営ん だから今の埋立・ なぜ管理委員会に ができるので、仮に可決 協という団体の意思決定 意がいる。総会決議は漁るには三分の二以上の同 たらどうなるか。可決す

しかし

のではなく、

巨漁業権管理委員会に支 をとって、そのうえで共 をとって、そのうえで共 管理委員会に支払った。状もまったくとらないで やっている。 くてはならない話だ。祝ら委任状をとっておかな むちゃくちゃな手続きで たのだが、そういう委任 払わなければならなかっ おかしな話だが、本来な て山口県漁協に預けら 島漁民から祝島漁協が委 いるというのも非常に

物権ない

って祝島支店の総会で補

としている。弾薬経費は 八二八三億円計上しよう 値を持つ権利。財産権のの財産権は、経済的価

するか、 提なら、 ている。 る必要がある」と明記し こうした軍事支援を増 いる。 など 訓練や最低限度 戦争をしない前 を再考す

> 対艦誘導弾」の射程を百 陸上自衛隊の「12式地 が狙いだ。弾薬費には、

気に四倍に増やそうとし (継戦能力)

ならないようにすること

られる」と強調してい的資源の拡充が強く求め の細か かした支援を推進して ど日本の信頼と強みを活の支援、質の高い支援な 基盤の充実は重要であ できる分野であり、そので存在感を示し、リード くためには、資金的・人 発協力は日本が国際社会 人づくり支援やきめ いオーダー

管理委員会に支払われ になる。 た。 占めているのかについて権はどのくらいの位置を がい 利のことが紹介してあ 決されることは防いだ方 れがあるので、総会で可 れるとこれで補償金問題 的には正しいが、権力は うことになる。これは法 員が補償金を受けとらな 正しい。可決されても全 は各漁民が判断すること かというとそんなことは 受けとらないといけない けとった補償金を漁民が 各漁民だから、漁協が受 由漁業を営んでいるのは それから先は本来なら自 漁協が受けとる。 かっている補償金を祝島 されたら今県漁協があず は解決したとごまかす恐 ってくる。 いくらでもごまかしをや いと埋立はできないとい 民法には私人の持つ権 次に財産権のなかの物 のような説明があっ 受けとるかどうか それが法的には 総会で可決さ

る。

た。かりに総会で可決しが、受けとりを拒否されば金受けとりを画策した 中電は山口県漁協を使

いから、

は

は自衛隊の戦闘継続能力で推移してきたが、今回 近年、二〇〇〇億円前後 強化策で る だ。 有事の際、「弾切れ」に弾薬費の四倍化は台湾 前提で大量の弾薬ミサイ の弾薬しか必要ないはず ルを買い込もうとしてい だが戦争に突き進む

A予算(一般会計当初予 クに半減している。開 や、 予定だ。 開発費に三三八億円、日上へ延伸する「改良型」 込むことも明らかになっ する「改良型」開発費と た費用として三四七億円 一五八億円、量産にむけの高速滑空弾の研究費に て九三九億円を計上する 期量産へ向けた費用とし 数十きから一〇〇〇き以 して二〇〇三億円を盛り ょ)防衛用として開発中 いる。 さらに射程を延伸 島嶼(とうし 早

算は、

一九九七年をピ

やすために「日本の〇

Ď

**粛性を高めた探知しにく** に五八億円計上すること い新型魚雷の調達に八六 また従来の魚雷より静 ルを保管する弾薬整備 大型の長射程ミサ

> る。物権はものを支配すなかに物権と債権があ 主張できる。それに対しても て債権は、契約を交わ 物権はものを支配す 祝島漁民の方が強いといで、争う余地がないから うことになる 漁業権が物権的権利で

る。中電の方も埋立権がとがとても強いことにな 害予防請求、返還請求、 ということになる。 うのが一つと、埋立法に きる権利だ。これが物権した相手方にのみ主張で もとづけば物権ではない という規定はまったくな 求できるはずがないとい なので、妨害排除まで請 埋立工事をやるのは違法 権的権利であるというこ だが、漁業権が物権、 対峙しているような状態 た強力な主張ができる。 利だから、支配が妨害さ と債権の大きな違いだ。 誰に対しても要求できる できる権利にすぎない の行為を要求することが た相手、特定の人に特定 あると主張したいのだ 三つの物権的請求権があ害予防請求、返還請求の 物権は物を支配する権 埋立権が物権である 補償金も払わないで 物権となればこう 埋立権と漁業権が 物権法定主義に し物権的権利で 契約を交わ 物 妨 ている。この通達だけ 達は、 った。 になるようなものはなかで、ほかにはなにも証拠 受けたものは公有水面のそのなかに「埋立免許を ていきたい だが、その辺も問題にし されなければおかしいの 決が出されて、 通達だ。本当は田原湾判それより三〇年以上前の ど貧弱な証拠で、 長が通達を出している。 という一文がある。 てきたのは、運輸省港湾 は薄弱だということだ。 が出た時点で通達は撤回 有もできないという判決 決は昭和六一年だから、 しかも、 け彼らの論拠が薄弱だ。 にしなければならないほ せてそれをもとに港湾局 局長が法制局に問い合わ 与されるのであるから」 工事を施行する権能を付 一定部分を占有して埋立 局長が昭和二八年一二月 三日に出した通達だ。 中電が論拠として出し 最高裁の田原湾判 一片の通達を証拠 昭和二八年の通 。中電の論拠 所有も占 それだ 港湾

いる。 想起させる内容になって 争前の弾薬買い込み」 加えて弾薬確保に向け を われる。 五〇発程度配備する危険 発は二億~三億円程とい マホークを七〇〇~一〇

それは日本にト

能力 になっている。 不足で稼働できない状況関機などの装備品が部品 点などを攻撃する「反撃同時に敵のミサイル拠 を確保することも明らか 億円(前年度の約二倍) 六一八億円を計上し、戦 整備費として二兆三五五 を改善する装備品の維持 た製造ライン拡充費で一 保有を安保三文書

定だ。 六年度以降に配備する予 る艦対地誘導弾を二〇二 VLS) ジス艦の垂直発射装置 表面化した。これはイ 製巡航ミサイル りたことを受けて、 米国 防衛力整備計画) に明記 三億円を計上することも の購入費でニーー から発射でき バートマホ

「国産ミサイルの開発に 決定したが、 う理由で買い込むことを 定期間を要する」とい ちなみにトマホークは いる。

な動きといえる そのほか、 「JSM」(三四七 戦闘機発射

(安保戦略、防衛戦略、 る 製の 得費(二二〇八億円) テム「イージス・アショ 費、地上配備型迎撃シス ステム搭載艦」の部品取 新造する「イ (一二七億円) の購入 億円)と「JASSM」 上する予定になってい の配備断念を受けて ージス・シ も

する。 なる趨勢で、 だけで六・八兆円規模と 予算を含まない当初予算 る 道を見れば、 が浮き彫りになって とばかり考えていること や安全を守るのは二の次 来年度予算案も閣議決定 来年度の防衛費は補正 岸田政府は近いうちに 米軍需産業に貢ぐこ だが防衛費の使い 補正予算も 国民の生命

ることが現実味を帯びて 含めると七兆円ごえにな

# 中南米

ている。 スティジョが当選した。 層救済、新憲法制定を訴えた力の社会改革、資源国有化、貧困 大統領選挙で、 ィジョは農村の学校教員出身 ペルーでは二〇二二 |以上続い 一年六月の

罪」 で逮捕した。

大統領には副

大統領を罷免し、

「反逆

の経済団体である全国工業会が 層は大統領の座から引きずり下 後(同年七月) 治的なかく乱をはかった。 よ!」のスローガンのもと、 指揮をとり、「共産主義を捨て ろそうと策動した。資本家など カスティジョの大統領就任直 から、 、寡頭支配 大統政

社会団体、

女性団体は抗議のた

めに一二月一三日から無期限の

ルーでクーデター抗議の行動 カスティジョ大統領の釈放、早期総選挙



動と集会の自由を

票面信 E とを決定した。 公判前拘留を一八カ月とするこ 「反乱」と「陰謀」についての また一五日には、裁判所は ーデター 中南米諸国もク

上げている。また多数の死傷者うたくさんだ!」と怒りの声を 化相が辞任した。 が出ているなかで責任をとると して一二月一六日、教育相と文 これに対して人民団体は「も

任したボルアルテの辞任、総選ティジョにかわって大統領に就また多くの知事や市長がカス 五人の首長を解任した。 動」したとして地方行政府の 対し政府は、 挙の実施を訴えている。これに 反政府デモを「扇

アメリカを ルーでは、 南米のペ おこなおうとした。 って議会はカスティジョ弾劾を

領就任から一年間で二度にわた

統領解任・ 層による大 クーデター た寡頭支配 後ろ盾にし 態、制憲議会招集を発表した。スティジョは議会解散、緊急事 その審議直前の一二月七日、 拡大するなかで、議会は大統領 ジョの陣営のなかであつれきが あおり、 これに対し議会は弾劾決議を採 解任の決議採択をたくらんだ。 ろうとし、このなかでカスティ この夏以来、「汚職疑惑」 何度も刑事告発をはか

闘争が一○ 逮捕という 択し、

で、農民運動の活動家でもあっ 新自由主義反対 カステ 組合、農民組合、先住民運動 ティジョ大統領の釈放を要求し 彼らは議会解散、総選挙、カフ頭に出て抗議行動を開始した。 た。各地で道路封鎖、地方空港 占拠などもおこなわれた。 休戦」を呼びかけた。 へ統領のボルアルテが就任し だがペルーの人民は一斉に街

タス

立ち上がったことを宣言すると 生が大学を占拠した。学生ら 全国ストに突入した。 は、住民とともに抗議の反乱に カルマルカ国立大学では、

るよう訴えた。 ともに、 たかいに立ち上が ともにた

を認め、 令するとともに 相は二一月一四日 た。 軍による警察支援 に非常事態令を発 への攻撃を強め これに対し国防 また市民の移 抗議行動

階で二〇 ており、 官隊は、 制限し、 が出ている。 対して銃撃を加え をうち出した。 の個人宅捜索など デモ隊に 一七日段 令状なし 人の死者

て抗議行動を続けている。 るまず、非常事態宣言を無視し 人の首長の「辞任」を発表した。 血の弾圧にひ

-を非難

っ大統領の釈放を要求して ーデター カリブ海諸国の左派指導者はク るよう要請する」と訴えて、 血を止めるために武器を放棄す への深刻な虐殺行為に対し、 れようとしなかった。私は人々 民運動の指導者の就任を受け入 選ばれた、田舎の学校の教員、農 支配者たちは、何百万人もの貧 を書いて発表し「ペルー 家警察と軍隊に対し、人民の流 しい人々、黒人、先住民によって カスティジョは獄中から手紙 を非難し、 での事態に対し中南米 、カスティジ の寡頭 いる。